

令和 8 年 5 月 8 日（金） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和 8 年 5 月 8 日（金曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- (6) 議案第 6 号 非農地判断について

○出席委員（16名）

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 安田 美雄 君  | 2 番 河村 清孝 君  | 3 番 丹羽 英治 君  |
| 5 番 和田 ひとみ 君 | 6 番 鵜飼 秀樹 君  | 7 番 林 百恵 君   |
| 8 番 後藤 信一 君  | 9 番 尾口 文良 君  | 10 番 松永 佳己 君 |
| 11 番 足立 宜穂 君 | 12 番 後藤 一夫 君 | 13 番 亀山 良平 君 |
| 14 番 森 種生 君  | 15 番 池田 政吉 君 | 16 番 長尾 始 君  |
| 18 番 日置 香 君  |              |              |

○欠席委員（3名）

- |             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 4 番 吉田 忠男 君 | 17 番 山田 達史 君 | 19 番 田下 喜代 君 |
|-------------|--------------|--------------|

○委員以外の出席者（3名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
- 農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
- 農業委員会事務局主事 池村 駿 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。  
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

4番 吉田委員、17番 山田委員、19番 田下委員の3名ですのでご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

それではただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。  
総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

1番 安田委員、2番 河村委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、7件の申請がありましたので審議を求めるといふものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は桜ヶ丘小学校から南西に400mに位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1059㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の開始をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

## 2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は関市農村婦人の家から北西に 3 0 0 m に位置する  
農振農用地区域内の登記地目 田 現況地目 畑 4 0 3 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、果樹栽培という内容になっております。

## 3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は植野公民館から西に 2 0 0 m に位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 3 筆 3 9 4 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものです。

営農計画書が提出されており、野菜、根菜の栽培という内容になっています。

## 4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は千疋橋から東に 5 0 0 m に位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2 筆 1 1 5 5 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜の栽培という内容になっております。

本案件ですが、1 月に申請された案件です。議案 1 号 4 番の資料をご覧ください。

事務局が現地を確認したところ、申請地は農地性が乏しいもののコンクリート張り等の構造物が施工してあるわけではない状況でございます。申請者へ農地復元するよう是正を求めましたが、申請地に変化がなく、申請者と事務局との間で農地性についての認識に相違があるため、総会で判断を求めたいということであげさせていただきました。

## 5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は東海北陸自動車道 関 I C 料金所から西に 4 3 0 0 m に位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 田 1 2 7 1 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっております。

#### 6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は関市上之保事務所から北東に 5 3 0 0 m に位置する

農振農用地域内の登記・現況地目 田 7 0 1 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっております。

#### 7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は 関市武芸川事務所から北に 4 0 0 m に位置する

農振農用地外の登記地目 田 現況地目 畑 5 0 2 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、そばという内容になっています。

以上、7 件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、本日欠席された、吉田委員から、意見は無い旨を伺っております。

2 番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○1 2 番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3 番、4 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

3番については問題ありません。

4番ですが、1月と4月末に確認したところ現状に変更ありません。資料3をご覧くださいと思います。木の下に木材と茂ったところにはコンクリートの廃材が放置してあります。手前には砂利がありますが、踏み固められている状況であり、農地として使用されているところはほんの少しです。また、白いものはコンテナであり、廃車も長年放置した状態であり、3条として認めるのは難しいのではないかと思います。

コンテナが農機具や耕運機などを入れるところだとすれば認めることができるかもしれませんが、廃車は移動して、木材とコンクリート廃材を撤去し、砂利部分をめくれば耕作可能ではないかと思います。

しかし、営農計画書を見ていただきますと、農機具は新規で購入予定なし、農業用機器を使用せず耕作するとなっておりますが、現状手作業で耕作することは難しいと考えます。

つきましては、4番については3条で許可することに納得できないと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、本日欠席された、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田 美雄 君）

5番の案件ですが、この方は飲料水の製造を営まれており、私が住む地域にも土地を所有されておりますが、貸しておられます。今回の申請では、住所から該当地まで農機具を搬送して耕作をすると計画されておりますが、現実を考えると難しいため、申請と計画書との間に隔

たりがあり、他の土地と同じように農地を取得して貸付をされるのではないかと懸念しております。事務局の考えをお聞きしたいと思います。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

申請といたしましては、今後も農地として維持していくという内容になっておりますので、営農計画書の内容を尊重して許可をせざるを得ないかと思いますが、代理人等を通して、営農計画書通りに営農していただけるか確認したいと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

先程の4番について、事務局としてはどう考えますか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

事務局といたしましては、現状、農地性が乏しく3条の許可をすることは難しいと考えますが、コンクリート張り等がしてあるわけではないため、保留案件とし、是正及び申請内容の変更が整い次第、再審議いただきたいと考えております。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件について、農地性に関する点についてご意見をいただきました。

是正依頼、5条申請等、内容を再度精査した上で、審議を行うために、今回は保留扱いとするべきか、現在の内容で通常の採決を行うのかをお諮りしたいと思いますが、異議はありませんでしょうか。

○議長（丹羽 英治 君）

異議なしのようですので、お諮りいたします。

それでは、4番の案件については、保留扱いとすることに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番について、保留とすることに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

ほかに質疑のある方はございませんか。

○議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより、4番を除く、議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 2 番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 3 番は、許可することに決しました。

5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 1 号 5 番は、許可することに決しました。

6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 6 番は、許可することに決しました。

7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 1 号 7 番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、2件の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

#### 1 番の案件

議案は3ページ、位置図は8ページになります。

申請地は下白金公民センターから南に100mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 34㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（庭）でございます。

申請人は、自己用住宅の庭として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、平成7年頃より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2 番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は栗原集会所から北東に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 343㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は貸駐車場でございます。

申請人は、川遊びする人のための有料駐車場として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、令和6年7月頃より駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件につきましてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、本日欠席されました、山田委員から、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、16件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は富岡小学校から南西に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 511㎡ 仮換地地籍 316㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、雑種地となっており、転用済ではありますが、本換地前の所有権移転ですので、5条許可申請が必要になります。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 2 番の案件

位置図は 1 1 ページになります。

申請地は富岡小学校から南西に 3 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 5 1 3 m<sup>2</sup> 仮換地地籍 3 1 8 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地となっており、転用済ではありますが、本換地前の所有権移転ですので、5 条許可申請が必要になります。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 3 番の案件

位置図は 1 2 ページになります。

申請地は富岡小学校から南西に 7 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 6 4 7 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の売買業等を営んでおり、宅地分譲（1 区画）として使用するというものでございます。

4 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地となっておりますが、転用許可済であります。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更 1 番と同時許可案件になります。

## 4 番の案件

位置図は 1 3 ページになります。

申請地は大杉公民館から南に 4 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部宅地 2 7 0 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4 月 1 3 日に現地を確認したところ、平成 1 9 年より一部宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま

す。

#### 5 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 14 ページになります。

申請地は長良川鉄道関口駅から南西に 300 m に位置する

登記・現況地目 田 248 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6 番の案件

位置図は 15 ページになります。

申請地は長良川鉄道関口駅から南西に 300 m に位置する

登記・現況地目 田 94 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は自宅への進入路でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅の進入路として使用するというものでございます。

4 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7 番の案件

位置図は 16 ページになります。

申請地は片倉グラウンドから西に 300 m に位置する

登記・現況地目 田 353 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4 月 13 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 8 番の案件

位置図は 17 ページになります。

申請地は南ヶ丘小学校から南に 500 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 396 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 18 ページになります。

申請地は西部公民センターから北に 70 m に位置する

登記・現況地目 畑 307 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用の住宅として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 10 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は西部公民センターから北に 100 m に位置する

登記・現況地目 畑 506 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲渡人の要望に応えるというものです。

譲受人は、土地の分譲業等を営んでおり、宅地分譲（2区画）として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 1 1 番の案件

位置図は 2 0 ページになります。

申請地は小屋名公民センターから東に 4 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 3 7 0 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね 5 0 0 m 以内に 2 つの医療施設があるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 1 2 番の案件

位置図は 2 1 ページになります。

申請地は上白金南集会センターから南に 2 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 6 8 0 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が 4 0 % をこえているため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 1 3 番の案件

議案は 7 ページ、位置図は 2 2 ページになります。

申請地は下白金公民センターから南西に 2 0 0 m に位置する

登記地目 畑・田 現況地目 畑一部雑種地 2 筆 5 3 3 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が 4 0 % をこえているため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は寺院駐車場でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、寺院の駐車場として使用するというものでございます。

4 月 1 3 日に現地を確認したところ、昭和 3 6 年頃より駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 14番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は間吹公民センターから北東に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 211㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は石材加工工場・店舗及び廃材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、石材加工業の工場、店舗及び廃材置場として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、平成10年頃より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 15番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は洞戸運動公園から北に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部雑種地 2筆 155㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は飲食店駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、飲食店の駐車場として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、昭和20年以前より一部雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 16番の案件

位置図は25ページになります。

申請地は関市武芸川事務所から東に200mに位置する

登記・現況地目 田 663㎡

農地の区分は、武芸川事務所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、16件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番、3番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番、6番の案件につきまして、本日欠席されました、吉田委員から、意見は無い旨を伺っております。

7番、8番の案件につきまして、後藤信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番、10番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

11番、12番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

13番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

14番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

15番の案件につきまして、本日欠席された、山田委員から、意見は無い旨を伺っております。

16番の案件につきましても、本日欠席された、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号15番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号16番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第4号事業計画変更申請に対する意見について議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1番の案件

議案は8ページ、位置図は26ページになります。

申請地は富岡小学校から南西に700mに位置する

現況地目 雑種地 647㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は店舗、住宅、その他敷地として計画し、造成工事を行いましたが、資金計画等の理由で事業の遂行が困難となっていたところ、譲受人より宅地分譲（1区画）として購入したいとの申出があったための事業計画変更です。

5条3番と同時承認案件になります。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、9～10ページになります。

賃貸借権設定が14筆 18,597㎡、使用貸借権設定が24筆 18,836㎡。

計 38筆 37, 433㎡でございます。

地区は、広見、武芸川地区、広見地区、洞戸地区、肥田瀬地区、平賀町8丁目、市平賀、東出町、稲口、倉知地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第6号非農地判断について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地判断について

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は11ページ、位置図は27ページになります。

武芸川事務所から東に600m。

登記地目 田 現況地目 山林原野 1筆 439㎡

以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

議案第6号につきまして、本日欠席された、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和8年6月5日（金）午前9時30分より  
関市役所 6階 大会議室を予定しております。

午前10時30分閉会